

令和5年度九州地方鉱山保安協議会 議事要旨

1. 日時： 令和6年3月14日 15:30～17:20

2. 場所： 九州産業保安監督部保安会議室及び Teams 会議

3. 出席者：

(学識経験者)

島田委員 (会長)、佐藤委員、田中委員

(鉱業権者代表)

川下委員、今井委員、黒井委員

(鉱山労働者代表)

木佐貫委員、加藤委員、高野委員

4. 議題：

【報告事項】

- ① 九州管内の鉱山保安の概況
- ② 令和5年度中央鉱山保安協議会の報告

【審議事項】

令和6年度九州産業保安監督部の取り組み (案)

5: 議事概要

(1) 【報告事項】 ①九州管内の鉱山保安の概況 (資料1)

- ・事務局から、九州管内の鉱山保安の概況を説明

(委員からの意見・質問)

- 九州管内の災害事例②について、重機の転落は重機道の傾斜や幅員など重機道そのものに欠陥があったのか、それともオペレーターの操作ミスにより発生した事故なのか。(委員)

→本災害については、死亡災害ということで調査を継続している。重機道の路肩から転落した形跡があったが、転落の原因については現在も調査中。(当部)

- 九州管内の災害事例③について、当該鉱山において過去に発破飛石事故は発生しているのか。(委員)

→当該鉱山において、過去に発破飛石による事故は発生していない。(当部)

- 「割れ目の発達した岩質に対して、過装薬となった」とあるがクローラードリルで穿孔中に穿孔速度が普段より速いなどの異常が感じられなかったのか。(委員)

→鉱山に対する聞き取りの中では、装薬前の穿孔に異常は感じなかったとのことであった。(当部)

- 発破飛石の再発防止対策として「割れ目の発達した岩盤を中硬岩と扱い、発破係数を小さくする」とあるが、通常の出破係数はどの程度であったのか、また当該鉱山はどういった岩種なのか。(委員)
→通常の出破係数は0.4、岩種は硬岩である。(当部)
- 中硬岩といっても岩質に幅があるため、言葉での分けだけでなく柔軟に対応いただきたい。(委員)
- 火災による事故は全国で34件に対して、九州管内で11件と全国の約3分の1を占めているが、火災の発生が集中している要因があるのか。(委員)
→火災の発生原因も、事故によって異なっているため、九州管内特有の理由があるとは考えていない。(当部)
- 令和5年度の休廃止鉱山鉱害防止工事補助事業について、8鉱山の実績となっているが、補助事業は新規案件と継続案件のどちらが多いのか。(委員)
→令和5年度の補助事業についてはすべて継続案件である。特に坑廃水処理事業については長年継続して実施している。(当部)
- 義務者不存在となっている休廃止鉱山において、設備の経年劣化の判断はどこが行うようになっているのか。(委員)
→日常の巡視点検や設備の更新計画などは、事業を実施している自治体が管理している。(当部)
- 令和5年は過去数年と比べても事故の発生件数が増えているが、新型コロナウイルスの感染拡大により縮小していた鉱山の稼働や減少していた出鉱量を例年以上の水準に戻すために多くの事故が発生したという可能性はあるのか。(委員)
→今年度の事故発生件数だけでは相関があるとは断定できないため、今後数年のデータをもとに分析したい。(当部)
- 保安検査の実施結果について、保安規程の未遵守が21件と指摘事項として多く挙げられているが、例年同程度の件数なのか。(委員)
→令和4年度の保安検査でも17件と他の指摘事項より多い傾向にある。その原因としては、鉱山が保安規程を自ら策定して実施するに当たって、効率化や合理化の観点から実態と乖離が生じるためである。(当部)

(2) 【報告事項】 ②令和5年度中央鉱山協議会の報告

(資料2、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5)

- ・事務局から、令和5年度中央鉱山協議会について報告

(委員からの意見・質問)

- 鉱山保安マネジメントシステムとは、具体的にどのようなものなのか。(委員)
→平成17年に改正された鉱山保安法において施行されたシステムであり、鉱山の保安確保に当たって国の関与を最小限のものとし、鉱山の自主性を主体とするリスクマネジメントの手法。現況調査の実施、保安規程の作成、見直し、保安措置の評価を鉱山自らが行うことで、継続的な保安向上に資することを目的としている。(当部)
- デジタル保安の推進は良いことだと思うが、デジタル化を進めるためには通信技術の確保が不可欠。基地局の増設にも鉱山保安法以外に様々な法規制がかかるため、デジタル保安推進の障害にならないようきちんと法整備をしていただきたい。(委員)
- 保安統括者、保安管理者の常駐の範囲や作業監督者の複数作業区分の兼任の範囲について、デジタル技術を活用することで見直すところがあるが、具体的にどのようにデジタル技術を活用するのか。(委員)
→具体的に何をしなければならないというものは決まっていないが、作業監督者であれば日常的に行っている巡視点検業務を監視カメラでの確認や計器類の遠隔監視に代えることが挙げられる。(当部)

(3) 【審議事項】 令和6年度九州産業保安監督部の取り組み(案)(資料3)

- ・事務局から、令和6年度九州産業保安監督部の取り組み(案)を説明し、その後審議。審議後に取り組み案について委員の採決を行い、出席者の全員賛成で取り組み案は了承された。

(委員からの意見・質問)

- 立入検査の重点項目について、「車両系鉱山機械又は自動車」とあるが、事故の事例からみても車両の欠陥より鉱山道路や重機道の幅員や傾斜の不備による可能性が高いと思われるため、重点項目に一言付け加えることも検討いただきたい。(委員)
- 広報の関係でメルマガやHP、ツイッターにおいて、監督部が発信した情報が利用者にどれだけ閲覧されたかという確認はしているのか。(委員)
→過去はHPにおいて、どれだけのアクセスがあったかという分析をしていたが、現在は実施していない。(当部)
- 広報の効果を確認する意味でも、ある程度自己分析が必要であると思われるため今後検討いただきたい。(委員)

お問合せ先
九州産業保安監督部
鉱山保安課、鉱害防止課
電話：092-482-5930